

平成24年第4回教育委員会記録

平成24年2月23日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成24年2月23日(木) 午後2時00分～午後2時28分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員 長 職務者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 教育 長 井出 隆安
委員 對馬 初音

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育改革推進課長 齊藤 俊朗

学校適正配置担当課長 幸内 正治 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 済美教育一長 玉山 雅夫

済美教育一長 田中 稔 済美教育一長 末久 秀子
副所長 教育支援担当課長

済美教育一長 飯塚 善行 中央図書館長 本橋 正敏

統括指導主事 特命事項担当副参事 寺井 茂樹
(子供園担当副参事)

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 佐野 太一

計画担当係長 東條 正枝 担当書記 島崎 和也

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第10号 平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針について

議案第11号 平成23年度杉並区指定・登録文化財の指定について

(報告事項)

- (1) 教育ビジョン2012推進計画の策定スケジュールの変更について
- (2) 災害時子ども安全連絡網の整備と今後の進め方について
- (3) 第26期(平成24・25年度)杉並区スポーツ推進委員の決定について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (5) 杉並区立学校(園)における震災時対応及び防災対策の指針について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第10号 平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針について・・・ 4

議案第11号 平成23年度杉並区指定・登録文化財の指定について・・・・ 5

報告事項

- (1) 教育ビジョン2012推進計画の策定スケジュールの変更に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 災害時子ども安全連絡網の整備と今後の進め方について・・・・ 7
- (3) 第26期（平成24・25年度）杉並区スポーツ推進委員の
決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・ 9
- (5) 杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

委員長 ただいまから、平成24年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は對馬委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事日程はご案内のとおり、議案が2件、報告事項が5件となっております。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第10号「平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程し、審議いたします。

学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは私の方から、議案第10号「平成24年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」ご説明いたします。

これまで杉並区立小中学校の学級編成は、東京都教育委員会が定める学級編制基準に基づき、40人学級編制を実施し、加えて小学校第1学年から第5学年については、弾力的運営として30人程度学級を実施してきたところでございます。今般「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部が改正され、平成24年度の学級編制にあたっては、都道府県が定める基準について、これまでの「基準に従い編制を行う」とするものから「基準を標準として編制を行う」とするものとし、また、都道府県への事前協議とその同意についても、遅滞なく届け出なければならないことと改正されました。

これらの法改正を踏まえまして、平成24年度杉並区立小中学校の学級編制は、次の方針を定め実施するものでございます。

まず、小学校でございますが、第1学年から第6学年まで1学級34人の学級編制といたします。ただし、第3学年から第6学年について児童数が35人から39人までの場合は、学級を分割せず1学級といたします。また、学校運営上、支障がある場合には、第1学年と第2学年については、34人を超えて35人までの学級編制ができるものとし、また、第3学年から第6学年についても、35人を超え39人までの学級編制ができるとしております。次に中学校でございますが、これまでどおり40人学級編制としております。最後に実施時期でございますが、平成24年4月1日としております。私からの説明は以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございませうか。

宮坂委員 言葉の解釈の話「従う」と「標準」の事なんですけど、制度が変わったのですか。

学務課長 はい。私どもが行っていく方針を届け出すこととなりました。

委員長 あの、従来の制度とは違うのですか。

学務課長 はい。これまで私どもが行ってきた事に制度の追加がなされております。

編制は従来は編成と記述されていましたが、制度化されたことから、編制と記述されることになりました。

委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 特にございませんで、議案第10号は、原案のとおり可決して、異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 では異議がありませんので、この議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

それでは、次に日程第2、議案第11号「平成23年度杉並区指定・登録文化財の指定について」を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、議案第11号につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、資料の方が縦書きとなっております。古文書等の表記から縦書きとなっておりますが、次回以降は横書きにしていくよう、検討していきます。

それでは、天和二年銘手水鉢1基でございます。種別、杉並区指定有形文化財(彫刻)、所在地、杉並区上荻二丁目1番3号光明院境内、年代、天和2年、法量、高さ56.9cm、幅上部82.3cm、下部75.5cm、奥行上部48.4cm、下部43.8cmでございます。

本資料は、手水鉢としては区内最古の紀年銘を持つもので、銘文には「荻窪村」の村名や願主、石工、大工など11名の名が記載されています。安山岩でつくられ、全体としてどっしりとした重厚感を与え、底部は直線状で、江戸時代前期の様式を示しています。また、正面と左右面には、雄渾な図柄で蓮華と葉を厚く浮彫りし、江戸時代前期の石造品の特色を示しております。一般に江戸では元禄年間以前の石造遺物は少ないといわれており、江戸郊外においてはさらに稀少なものでございます。

指定の理由といたしましては、この手水鉢は、手水鉢として区内最古のものであ

り、近世前期の石造品の特色を示すものとして貴重であり、また、近世前期における上荻窪村の文化・社会組織などを物語る資料として重要なものであります。

次に、星野家文書664点でございます。種別、杉並区指定有形文化財（古文書）、所在、杉並区大宮一丁目20番8号、杉並区立郷土博物館内にあるものでございます。所有者、杉並区教育委員会、形状、冊子及び一紙文書、版木、印章です。

星野家は、江戸初期から上井草地域に居住していた旧家で、明治に入ってから当主の紋左衛門が井荻村村長などを務めました。星野家文書の多くは、紋左衛門が戸長を務めた戸長役場史料が大半です。明治36年、紋左衛門が村長を辞した際に作成された「井荻村役場諸帳簿・戸籍役場諸帳引継目録」からは、井荻村の村政帳簿の引継内容がわかり、また、罫紙の版木や、戸長役場印などの印章も残されています。

指定の理由は、この星野家文書は、江戸時代が僅か13点と少ないですが、なかでも寛永7年「武州井草村地詰帳」は貴重なものです。本文書群の大半は、明治期ですが、とりわけ10、20年代に集中しています。連合戸長として地域のリーダーであった星野家は地域の生活や社会動向と深くかかわっており、当時の政治・社会・生活などの解明に役立つ貴重な史料です。

続いて、高井戸東遺跡出土の旧石器262点でございます。種別、杉並区指定有形文化財（考古資料）、所在地、杉並区大宮一丁目20番8号、杉並区立郷土博物館内、所有者は杉並区教育委員会です。出土地は、高井戸東3丁目9番、高井戸西2丁目2番、種類及び数量、旧石器時代石器261点、旧石器時代炭化材1点の合計262点でございます。年代は、後期旧石器時代となっております。

昭和51年の高井戸清掃工場建設の際の発掘調査から、昭和56年までの発掘調査で出土した石器1,778点を平成4年に区指定文化財として指定しました。

今回、追加で指定する資料は、平成8年の調査並びに平成17年から20年の調査によって出土した石器群261点と、石器群とともに出土した炭化材1点で、本資料を追加した資料数の合計は2,040点となります。

本石器群は、平成4年度に指定した石器群とともにこの時代の歴史を語る上で重要なものです。

また、鬼怒川上流域からもたらされたと考えられる鉄石英という石材で作られた石器は、人々の行動範囲を知る上でも注目される資料です。

炭化材は、このような大形のものが石器群とともに出土した事例はなく、32,000

年前という年代値が得られているなど、武蔵野台地最古層の石器文化の理化学年代の根拠となる実資料です。

指定の理由といたしましては、本資料は、関東地方における後期旧石器時代の文化を考える際の重要な資料と評価することができ、また石器群とともに出土した炭化材は、石器群の年代を示す重要な資料です。

また、名称変更の方は、平成4年の指定当時、高井戸東遺跡発掘調査の経過を踏まえ、「高井戸東遺跡群出土の旧石器」として指定しましたが、西部台地・東部台地・駐車場西・近隣第一・近隣第三という各遺跡が本来一体のものとわかったので、本資料の指定にあたり、群を外して

「高井戸東遺跡出土の旧石器」と改めたものでございます。

以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございませうか。

(「なし」の声)

委員長 この高井戸東遺跡というのは、公有地ですか。

社会教育スポーツ課長 高井戸小学校の校庭は一部国有地ですが、その他は区有地です。清掃工場の土地は全て東京都二十三区清掃一部事務組合の所有です。ほか、民有地ですが、出土品は全て杉並区教育委員会が所有しており、郷土博物館に保管されております。

委員長 はい。郷土博物館の方ですね。他に何かございますか。それではご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第11号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは次は、報告事項でございます。

初めに、(1)「教育ビジョン2012推進計画の策定スケジュールの変更について」の説明を教育委員会事務局特命事項担当参事からお願いいたします。

教育委員会事務局特命事項担当参事 それでは、私からは、「教育ビジョン2012推進計画の策定スケジュールの変更について」ご報告します。

昨年の12月14日の定例会で報告しました、教育ビジョン2012推進計画の策定方針の中で、最後の方で、策定スケジュールについて説明しましたが、今回、スケジュールの変更をいたしましたので、ご報告いたします。

記書きの1のところ、変更の理由ですが、一つは、推進計画初年度となる平成24年度の予算成立後に、その結果を受けて計画体系をとりまとめる必要があるためです。24年度予算案は、今区議会で審議されますので、その後ということですので。二つ目は、区の総合計画及び実行計画の、今区議会での審議を見極め、内容の整合性を図るためでございます。

次に、2の変更の内容ですが、変更前は、この2月に教育委員会へ計画案を付議し、記載のとおり、3月にパブリック・コメント（区民等の意見提出手続の実施）、5月に決定という予定でありましたが、およそ1ヶ月ほど予定を遅らせてまして、変更後は、平成24年3月に教育委員会へ計画案を付議し、記載のとおり、6月の教育委員会で決定するという予定でございます。

私からの報告は、以上です。

委員長 どうもありがとうございます。

ただ今のご説明に、ご質問・ご意見ございましょうか。

大体1ヶ月位先に送るということですか。

教育委員会事務局特命事項担当参事 はい。

委員長 それではみなさん、他にはよろしゅうございますか。

（「なし」の声）

委員長 どうもありがとうございました。

それでは次に(2)の「災害時子ども安全連絡網の整備と今後の進め方について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 私からは、「災害時子ども安全連絡網の整備と今後の進め方について」ご報告致します。

昨年の東日本大震災の際、学校と保護者との間で、長時間にわたり電話回線が不通または不安定になり、児童・生徒の状況、安否確認が取りにくい状況が続きました。これを受け、区としては災害時等に学校から保護者への情報提供を適宜、安定的に行うため、インターネット網を利用した電子メールを一斉に配信するシステムを整備することと致しました。

対象は、区立小中学校、特別支援学校、保育園、幼稚園、子供園、学童クラブで、同一のシステムを整備致します。システムの運用については、震災時での安定的な稼働、セキュリティーを確保するため、専門の事業者を指名型プロポーザル方式により選定致します。

今後のスケジュールについては資料記載のとおりでございまして、運用開始は6

月中旬を予定

しております。私からは、以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

對馬委員 今、現行で、行っているP T Aの連絡とかも、これになるんですか。

庶務課長 今回のシステムは、災害時等に学校からの連絡のみとなっていますので、通常のP T Aの連絡などは、別にやっていただくこととなります。

對馬委員 P T Aの連絡は一緒でなく、別にやるんですね。

庶務課長 はい。

委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、特にございませんので、ありがとうございます。

それでは、(3)の「第26期(平成24・25年度)杉並区スポーツ推進委員の決定について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私の方から、「第26期(平成24・25年度)杉並区スポーツ推進委員の決定について」につきましてご報告申し上げます。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条で定められており、新たにスポーツ推進の地域の連絡調整役として期待されるものです。

選考及び選考方法としては、公募により募集いたしまして、第一次選考は書類選考で32名、第二次選考は面接で30名を選考し、29名の内定をしたものでございます。

内定者は、裏面の一覧のとおりですが、新規の委員が11名、更新者が18名となっており、男性が20名、女性の委員が9名でございます。私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

前にも伺ったかもしれませんが、スポーツ推進委員の方は何の種目を得意としているかとか、記載はないんですか。

社会教育スポーツ課長 スポーツ推進委員の役割として、スポーツを通じて、地域のふれあいを推進していくとの事ですから、種目を限定してはございません。中には色々な種目を専門としている方もいますが、全員が様々なスポーツに関して担っていくこととなっています。

委員長 何かご質問、ご意見はございますか。

(「なし」の声)

委員長 特にありませんので、結構でございます。

続いて、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を引き続き、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 平成24年1月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告申し上げます。

全体で27件ございました。そのうち定例が23件、新規が4件でございます。新規について、ご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、社会教育スポーツ課の部分でございます。No.3、後援、Photo du NATS（フォト デュ ナッツ）によります、「杉並区街並みの写真展示会」でございます。

次にNo.4、後援、文化学園大学杉並中学・高等学校によります、「しなやかで美しい動きをつくる体操教室」でございます。

続いてNo.5、後援、NPO法人互楽会によります、「スポーツ輪踊り、ワイワイ踊ってストレッチ」でございます。

次は最終ページ7ページをご覧ください。中央図書館分になります。No.1、後援、ちいさなひとのえいががっこうによります、「こどもえいがかい『長靴はいた猫』」でございます。

以上4件でございます。私からは以上でございます。

委員長 ただ今のご説明について、ご質問・ご意見はございませうか。

委員長 それではこれについては、結構です。どうもありがとうございました。

続きまして、「杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針について」の説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 それでは、私の方から、「杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針」について、ご報告させていただきます。

1ページの指針策定の経緯をご覧ください。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、区立学校（園）において、一人の幼児・児童・生徒の被災者も出さなかったものの、様々な課題も指摘されたところでは、例えば、下校方法については各学校で判断が異なりましたが、集団下校及び一斉下校した学校では、保護者が帰宅困難となったために、児童・生徒だけで自宅で長時間過ごした事例があったこと、一部の児童・生徒が下校後だった学校や、遠足等で他区や他県にいて交通機関等の不通により帰宅困難となった学校があったこと、電話回線の不具合により、教育委員会と学校、学校と保護者間で

連絡が取りづらかったことなどです。

それらの課題を踏まえ、全区立学校（園）で共通した対応方針を示すために、教育委員会として、関係課、校長、教員等による今後の震災時における各学校・園における検討組織を立ち上げ、「震災時対応及び防災対策の指針」の原案を作成し、このたびの指針の策定となりました。その内容について、簡潔にご説明いたします。

2 ページの中段「震災（震度 5 弱以上の地震）発生時の対応指針」からご覧ください。

杉並区において、気象庁発表震度が 5 弱以上の地震が発生した場合、その発生時刻により、各学校（園）がとる措置についてです。

登校日の午前 6 時前までに震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、区立学校（園）は臨時休業の措置をとります。

授業中など、就業時間内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、各学校（園）は、直ちに授業（保育）を打ち切ります。直ちに、校（園）長の指揮の下、「対策本部」を立ち上げ、組織的な緊急対応を開始します。幼児・児童・生徒の下校方法については、集団下校ではなく、保護者または事前に届け出た緊急引取り者への「引き渡し」を原則とします。自宅に家族が不在の場合は、保護者に引き渡すまで、繰り返し、連絡をとり、保護者等が迎えに来るまで、学校（園）で預かります。

保護者への情報提供については、来年度から導入予定の「学校・保護者連絡システム」等を活用します。

待機児童・生徒または教職員の食事については、各校の対応災害備蓄倉庫の食料を児童等に配給します。

5 ページをご覧ください。児童・生徒が登下校時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合の措置や対応についてです。詳しくは、本文及び図に示したとおりですが、登下校中に、大規模地震が発生した場合の避難方法について、日頃から児童・生徒に十分指導します。

5 ページ中段からの、防災対策、防災教育の指針につきましては、記載のとおり、幼児・児童・生徒が危険を予測し、回避する能力の向上を目指す防災教育の充実、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも、安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、实际的・効果的な訓練を実施すること、安全指導と安全管理の両面から効果的に防災教育を進めることなどについて、各学校（園）が

努めるべき内容について示しております。

7ページをご覧ください。区は、区のいずれかの地点で震度5強以上を観測した場合、区立小中学校に震災救援所が開設され、区職員と校長等の学校職員が協力して、被災した住民や帰宅困難者への対応を開始します。その際は、残留している児童・生徒とともに、被災した方々への支援について、校長や教職員の役割等について示しております。

以上、これらの指針を各学校（園）に周知、徹底し、今後、震災が発生した時には、一人の子どもも被害を出さない、一人残らず保護者の元へ安全に帰してまいります。

以上で、「杉並区立学校（園）における震災時対応及び防災対策の指針」について、ご報告を終わります。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

委員長 中学生レスキュー隊はどのような活動をするのですか。

済美教育センター統括指導主事 レスキュー隊は、学校ごとによりまして、発災時の活動の仕方については、学校ごとに異なるかと思えます。

委員長 この、今回の指針の中には特に決まりはないんですね。

済美教育センター統括指導主事 はい。しかし、小学校の高学年、中学生は、保護者の了解の下、震災救援所の運営に協力させることができることが、指針にも示されております。

委員長 他に何かございますか。

宮坂委員 それはその場で手伝わせるのですか。

済美教育センター統括指導主事 その場での活動は難しいと思えます。事前に保護者の了解をとることが必要だと思います。

委員長 それでは、どうもありがとうございました。

これで報告事項の聴取は終わります。以上で本日予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

次回の日程について、庶務課長からお話はございますか。

庶務課長 はい。次回の日程でございますが、開催中の区議会の予定があるため、委員長とご相談をし、3月14日の定例会は中止といたします。これにより、次回定例会は、3月28日水曜日、午後2時から予定してございます。お間違いのないよう、よろしく願いいたします。なお、緊急を要する案件があった場合は、臨時会を開

催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の委員会を閉会いたします。